

独立行政法人国立病院機構北海道医療センター
附属札幌看護学校同窓会会則

第1条 本会を国立病院機構北海道医療センター附属札幌看護学校同窓会（通称もえぎ会）と称し、本会の事務所を看護学校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦と、母校並びに看護事業の発展に努めることを目的とする。

第3条 本会の会員は本校および国立療養所西札幌病院附属看護学校、国立札幌病院附属看護学校の卒業生を以って構成する。但し本校に在籍する教員を特別会員、会員の推薦により名誉会員をおくことができる。

第4条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 2名
4. 会計 2名
5. 会計監査 2名
6. 幹事 若干名

第5条 役員は会員の互選により選出し、総会でこれを承認する。幹事は会長が委任する。

役員の任期は3年とする。ただし、再選は妨げない。

第6条 本会は3年ごとに定期総会を開く。

総会は、庶務報告・会計報告・議事・役員選挙を行う。

第7条 臨時総会を招集する場合は、会長が必要と認めた場合に限る。

第8条 総会の決議は出席会員の可決によってその効力を有する。

第9条 同窓会報は3年毎に発行する。編集委員若干名を役員会で選出し、会長もこれにあたる。

第10条 会員は入会時入会金 5000 円を納入しなければならない。

第11条 総会及び刊行物の費用はその都度徴収する。

第12条 会員に死亡があった場合は供花をおくこととする。

第13条 本会は会員各期に連絡員 1 名をおき、同期間の連絡調整をはかる。

第14条 会員の個人情報、総会の案内及び会報の発送にのみ使用することとし、第三者への開示・提供は行わない。

附則 ①この会則は平成 15 年 5 月 31 日から施行する。

②この会則は平成 18 年 5 月 27 日から施行する。

③この会則は平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

④この会則は平成 24 年 6 月 23 日から施行する。

⑤この会則は平成 27 年 6 月 27 日から施行する。

⑥この会則は令和 6 年 6 月 15 日から施行する。

事務所所在地 札幌市西区山の手 4 条 6 丁目 2 番 22 号